

## 事業概要シート

<b>施策</b>	0202	小・中学校教育の充実	<b>&lt;&lt;&gt;の金額</b> 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
<b>事業名</b>	中学校部活動推進事業（部活動指導員）	現状維持	<b>予算額</b> 4,512 千円 ≪ 1,985 ≫千円
<b>事業期間</b>	令和3年度 ~		<b>財源内訳</b>
<b>根拠法令要綱等</b>	学校教育法施行規則第78条の2 学習指導要領		国庫支出金 千円 県支出金 1,478 千円 地方債 千円 その他 千円 一般財源 3,034 千円

**【事業の目的・概要・対象】**

**<目的>**

中学校における部活動指導体制の充実と部活動を担当する教職員の負担軽減

1. 日本体育協会の調査では、運動部活動において、保健体育担当でもなく、競技経験がないにもかかわらず顧問となっている教員が、中学校で約46%、高等学校で約41%である。  
(参考：H26 日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」)
2. OECDの調査では、日本の中学校教員の勤務時間は参加国（地域）の中で最長である。  
(参考：H25 OECD「国際教員指導環境調査（TALIS2013）」)
3. 文部科学省は、H29に部活動指導員を制度化し、職務として実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動の引率等を行うこととした。
4. 本市においても、部活動を超過勤務の理由として報告する教員が多い。

これらより、部活動指導員の配置は、指導体制の充実及び教職員の負担軽減のために必要である。

**<概要>**

**部活動指導員の任用**

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

**ケース1 (部活動指導員が顧問)**



**ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)**



**【配置校】**

拠点校方式  
○体育(卓球) 2名  
・郡中(萱瀬中・桜が原中)  
・西大村中(大村中・玖島中)

**【対象】**

・市内中学校の各運動部活動部員

**【背景】**

学校教育法施行規則第78条の2 学習指導要領

<b>担当課</b>	教育委員会 学校教育課	<b>課長</b>	堺 邦寿
<b>担当者</b>	落水 隆俊	<b>問合せ先</b>	0957-53-4111 (内線366)

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名			単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①	中学生運動部活動入部者数	計画値	人	1,931	2,100	2,100	2,100	2,100
②		計画値						

### 【成果指標】

指標名			単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①		計画値						
②		計画値						

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	合計
事業費	2,000	4,329	1,985	4,512	4,512	4,512	21,850
国庫支出金							0
県支出金	296	586	1,478	1,478	1,478	1,478	6,794
地方債							0
その他							0
一般財源	1,704	3,743	507	3,034	3,034	3,034	15,056
人件費	0	384	1,454	1,454	1,454	1,454	6,201
職員(人)		0.05人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	0.85人
時間外勤務(h)		10h					10h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	2,000	4,713	3,439	5,966	5,966	5,966	28,051

妥当性 (市の関与)	市内中学生の運動部活動に参加している生徒が対象であり、妥当性がある。 義務教育(中学生)が対象であり、市が関与することが妥当である。
有効性 (施策貢献度)	中学校における部活動指導体制の充実及び部活動を担当する教職員の負担軽減が期待される。
効率性 (コスト)	現状として、削減の余地はない。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	1次評価者意見のとおり